平成２９年（フ）第１２７号
静岡県富士市五貫島1036番地の３
債務者　米川　礼子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１５２号
静岡県富士宮市小泉2121番地の２　セントポーリアＡ202号室
債務者　秋山　義明
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１７７号
静岡県富士市中島503番地の８
債務者　南部　恵子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１５３号
三重県鈴鹿市南若松町298番地の１
債務者　𠮷森　信也
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１７５号
三重県鈴鹿市越知町110番地
債務者　市川　頼子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２１４号
奈良県生駒市南田原町1978番地５
債務者　福島エリ子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２６３号
奈良県桜井市大字辻67番地　３棟505号
債務者　森上　裕一
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第５３６号
広島県廿日市市友田24番地232
債務者　吉良　　凌
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６５５号
広島県安芸郡府中町柳ヶ丘１番17号
債務者　橋吉　正彦
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６８４号
広島市南区宇品神田１丁目２番３―504号
債務者　阿部　常昭
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６８５号
広島市南区宇品御幸１丁目２番16―202号
債務者　延武　和夫
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７６号
山口県下関市熊野町３丁目14番９号　ファミール和Ⅲ　101号、前住所山口県周南市若草町３番20―209号
債務者　野村設備こと　野村　富夫
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第９０号
山口県下関市綾羅木本町１丁目13番５―308号　グローリー綾羅木
債務者　有野　翔平
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
山口県下関市大字永田郷158番地１　陽光苑、前住所山口県下関市清末五毛１丁目２番14号
債務者　櫻井　幸子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
徳島市北佐古一番町２番33―１―206号
債務者　佐々木鉱司
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６９号
徳島市北島田町２丁目43―２　セジュール安藤Ａ202号室、住民票上の住所徳島県吉野川市美郷字大神７番地
債務者　新谷　小夜
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７５号
徳島県徳島市かちどき橋６丁目19番地の１　ネストかちどき橋207
債務者　横手　彰夫
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
徳島地方裁判所民事部